

「環境・利用部会とりまとめ(案)」への委員意見の追加

谷田委員

とてもよくできた意見書と存じます。

述語として

「流域水質管理協議会」では、River authority、water district にはほど遠いと存じます。統合的な委員会の名称としては、「流域委員会」なのでしょうね？水質委員会、保全利用委員会などがありますが、個別に存在すれば現状からの前身は少ないので、どこかで統合する組織(管理者以外)が不可欠です。

7ページ下段

5. さらに検討すべき主な事項

なお、河川や湖の生物多様性、生態系機能、生物再生産をこれ以上低下させないためには、河川管理者のみならず流域の関係機関や住民が淀川水系全域を保全地域であると認識するよう、河川レンジャー(仮称)等の仕組みを通して流域住民に周知徹底する必要がある。

<コメント>

「生物再生産」の意味が不明。生態系機能に広くは含まれていると思いますが、水産、漁業を意識してのことでしたら、「水産資源などの再生産機能」とでもしますか？

景観について

この部分は、次のなお、河川や湖の多様性の後段あるいは最後でいかがでしょう。

「原案」では、風景を表す語として「景観」を捉えているが、景観 Landscape には、「土地がもつ様々な生態的特性を総合的に表す語」という概念も包含されている。淀川流域の様々な景観単位について、景観生態学的手法を積極的に活用した河川環境の管理を検討する必要がある。